総合評価方式ガイドラインの見直しについて

平成２８年４月の主な改正点は、以下のとおりである。

＜平成２８年４月の主な見直し事項＞

１　総合評価方式における型式区分額の引き上げについて

総合評価方式による入札は、主に「特別簡易型」と「簡易型」の型式により実施しています。

今回、型式区分の額を引き上げることで、事務負担が大きい施工計画を求めない「特別簡易型」の対象範囲を拡大し、受発注者双方の事務量を軽減します。

【改正後】

総合評価方式における型式区分額

型式	特別簡易型	簡　易　型
型式区分額	予定価格５千万円以上 **１億５千万円**未満	**予定価格１億５千万円**以上

【改正前】

総合評価方式における型式区分額

型式	特別簡易型	簡　易　型
型式区分額	予定価格５千万円以上 **１億円**未満	**予定価格１億円**以上

２　過去の事故及び不誠実な行為の評価の見直し

近年、死亡等の重大事故発生件数が横ばいとなる等、安全性向上に対する一定の成果が見られてきています。

また、現在の評価は、談合等の不誠実な行為と、過失となるような工事事故を、一律に減点評価することには不公平感があり、入札参加者の受注意欲の減退を招くことが懸念されるため、減点評価の見直しを行います。

【改正後】

千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の減点期間及び点数

細目	細目点	事故発生時期	対象区分	配点
事故及び不誠実な行為	０点	**平成２８年３月３１日まで**に発生した過去の事故及び不誠実な行為	なし	０点
	～		過去１年間に文書注意あり	－２点
・千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の有無	－４点		過去２年間に指名停止あり	－４点
	０点	**平成２８年４月１日以降**に発生した過去の事故及び不誠実な行為	なし	０点
	～		過去**６か月間**に**工事事故による**文書注意あり	**－１点**
	－４点		過去**１年間**に**工事事故による**指名停止あり	**－２点**
			過去１年間に**不誠実な行為による**文書注意あり	**－２点**
			過去２年間に**不誠実な行為による**指名停止あり	**－４点**

【改正前】

千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の減点期間及び点数

細目	細目点	対象区分	配点
事故及び不誠実な行為 ・千葉県所掌工事における過去の事故及び不誠実な行為の有無	０点	なし	０点
	～	過去１年間に文書注意あり	－２点
	－４点	過去２年間に指名停止あり	－４点

３　「工事成績の平均点算出方法」の見直しについて

総合評価方式の試行を開始した平成１８年度当初は、請負金額５００万円以上の全ての建設工事の工事成績点を評価の対象としてきました。

その後、１０カ年が経過し相応の実績数が蓄積できたことから工事成績の平均点算出方法を見直すこととしました。

【改正後】

（ガイドライン８頁）「特別簡易型」

注３　１．入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２ヵ年度間の**総合評価方式で落札した同業種の**工事成績を評価の対象とする。

２．ただし、上記１に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去**２**ヵ年度間の同業種の工事成績を評価の対象とする。

３．さらに、上記２に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去**５**ヵ年度間の同業種の工事成績を評価の対象とする。

（ガイドライン１１頁）「簡易型」

注３　１．入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２ヵ年度間の**総合評価方式で落札した同業種の**工事成績を評価の対象とする。

２．ただし、上記１に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去**２**ヵ年度間の同業種の工事成績を評価の対象とする。

３．さらに、上記２に該当する工事がない場合は、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去**５**ヵ年度間の同業種の工事成績を評価の対象とする。

【改正前】

（ガイドライン８頁）「特別簡易型」

注３　入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去２ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去５ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

（ガイドライン１１頁）「簡易型」

注３　適用業種により、次のとおりとする。

○「土木一式」の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２ヵ年度間の総合評価方式で落札した工事の成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去２ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去５ヵ年度間の全ての工事成績を評価の対象とする。

○「土木一式」以外の業種の場合

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

ただし、直近の過去２ヵ年度間に評価の対象となる工事成績がない場合には、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去５ヵ年度間の工事成績を評価の対象とする。

４　「継続教育（ＣＰＤ）の取組状況」の適用資格の拡大について

企業の技術力の評価の充実を図るため、「継続教育（ＣＰＤ）の取組状況」の適用資格を「建築施工管理技士」、「建築士」に係る工事の場合にも拡大します。

「建築ＣＰＤ運営会議」名で実績証明が発行され、推奨時間数（年間１２認定時間）以上の実績を加点評価します。

【改正後】

（ガイドライン９頁）「特別簡易型」

注１８　「土木施工管理技士」、「建築施工管理技士」、「建築士」、「技術士」、に係る資格の場合、選択する。
　ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

（ガイドライン１２頁）「簡易型」

注２１　「土木施工管理技士」、「建築施工管理技士」、「建築士」、「技術士」、に係る資格の場合、選択する。
　ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

【改正前】

（ガイドライン９頁）「特別簡易型」

注１７　一級土木施工管理技士および二級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。
　ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

（ガイドライン１２頁）「簡易型」

注１８　一級土木施工管理技士および二級土木施工管理技士、技術士に係る資格の場合、選択する。
　ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも選択することができる。

【参考】建築ＣＰＤ運営会議

○　建築士、建築設備士等の資格者の知識、技能の維持向上を図ることを目的とし、認定された講習会等に出席した記録など、ＣＰＤ（継続教育）の実績を「建築ＣＰＤ情報提供制度」として、統合的に管理し実績の証明を行う団体。

○　加盟団体
　(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、
　(公社)日本建築家協会、(一社) 日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、
　建築設備士関係団体 CPD 協議会※1、(一社)日本建築構造技術者協会、
　(一財)建設業振興基金、(公財)建築技術教育普及センター

※１：建築設備士関係団体 CPD 協議会　参加団体
　(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、
　(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会、
　(公財)建築技術教育普及センター

＜平成２９年４月に予定する見直し事項に関する変更点＞

○　優良工事表彰制度の見直しに係る評価項目の見直しについて

（平成２９年４月から施行）

本県の優良工事表彰制度の見直しに伴い、従前と同様に、優良な施工実績を持つ企業を評価できるよう、評価項目の見直しを行います。

また、平成２７年３月にお知らせをした見直し事項に関して変更を予定していますので、再度お知らせします。

※今回の変更点は＿＿で表しています。

【改正後】

項目	細目	配点	対象区分
企業の 施工能力	千葉県優良建設工事表彰要綱第２(1)～(5)①に該当する優れた工事の実績（過去２ヶ年度の当該業種の実績） （平成２６年４月１日から平成２８年３月３１日までに千葉県優良建設工事表彰要綱第２(5)②に該当する行為があった場合を除く）	2	実績あり（２点） 実績なし（０点）

【改正前】

項目	細目	配点	対象区分
企業の 施工能力	過去２ヵ年度間の当該業種における優良工事表彰	2	知事表彰あり（２点） なし（０点）

【参考】千葉県優良建設工事表彰要綱　（関連部分抜粋）

（表彰対象）

第２　表彰対象となる県発注工事は、以下に定める要件に該当するものとする。

（１）請負金額が５，０００千円以上の工事であること。

（２）原則として県内業者が受注した工事であること。

（３）表彰年度の前年度に完成した工事であること。

（４）契約工期内に完成した工事であること。

（５）工事の成績が優良で、契約書、設計書、図面ならびに仕様書等に基づき誠実に施工され、その施工技術が他の模範と認められるもの。

① 工事成績評定点が８１点以上の工事であること。

② 表彰する年度の前年度以降に、建設業法の監督処分及び千葉県建設工事請負者等指名停止基準に定める指名停止等、建設業者として好ましくない行為がないこと。